# 食事療養に関するお知らせ

当院では厚生労働大臣の定める施設基準に適応しているものとして、
以下の金額を算定しております。

・入院時食事療養費（Ⅰ）　690 円（1 食につき）
・入院時生活療養費（Ⅰ）
　① 食事の提供たる療養　604 円（1 食につき）
　② 温度照明及び給水に関する適切な療養環境の形成たる療養
　　398 円（1 食につき）
※特別食加算（別に厚生労働大臣が定める食事）　76 円（1 食につき）

# 入院時食事療養費の標準負担額（1 食につき）

**・70 歳未満**

| | | |
|---|---|---|
| 一般 | 1 食 | 510 円 |
| 低所得者 | 1 食 | 240 円 |

**・70 歳以上**

| | | |
|---|---|---|
| 一般 | 1 食 | 510 円 |
| 低所得者（II） | 1 食 | 240 円 |
| 低所得者（I） | 1 食 | 110 円 |